



平成25年度 第2回

長崎県介護予防市町支援委員会



日時 : 平成26年3月26日(水)

15:10~16:30

場所 : 長崎県医師会館 第1中会議室

平成25年度 第2回長崎県介護予防市町支援委員会

【 次 第 】

15:10 開 会

15:10 議 事

1. 介護予防市町支援事業について

資料1

口腔機能の向上マニュアル 2013改訂版

資料2

2. 認知症地域支援体制構築等推進事業について
(認知症施策推進会議)

資料3

3. 提案議題

『地域包括ケアシステム構築に向けた方向性について』

16:30 閉 会

第2回 長崎県介護予防市町支援委員会出席者

(平成26年3月26日開催)

(任期:H23. 4. 1~H26. 3. 31)

	役職等	氏名	備考
1	長崎県地域リハビリテーション広域支援センター 連絡会議会長	井川 吉徳	
2	長崎県老人保健施設協会会長	石橋 経久	欠席
3	長崎県栄養士会監事	石丸 由理子	
4	長崎県歯科衛生士会会長	猪野 恵美	代理 池田道子
5	長崎県こども・女性・障害者支援センター所長	浦田 実	代理 古瀬祐司
6	長崎県身体障害児者施設協議会会長	江口 司	
7	長崎県すこやか長寿財団 介護実習・普及課長	大島 康治	欠席
8	長崎県作業療法士会会長	沖 英一	
9	長崎県医師会常任理事	上戸 穂高	
10	公募委員	楠本 道子	欠席
11	長崎県保健所長会代表	後藤 尚	
12	長崎県理学療法士会会長	塩塚 順	欠
13	長崎県社会福祉協議会専務理事	清水 哲男	欠
14	長崎県地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長	辻 敏子	
15	長崎県身体障害者福祉協会連合会会長	土岐 達志	欠席
16	長崎県言語聴覚士会副会長	戸澤 明美	
17	長崎県市町村保健師会	直塚 和子	欠席
18	認知症の人と家族の会長長崎県支部代表	長尾 一雄	欠席
19	公募委員	前田 桂子	
20	長崎県リハビリテーション支援センター代表	松坂 誠應	
21	長崎県看護協会在宅支援事業部長	道辻 美佐子	
22	長崎県歯科医師会理事	吉田 敏	

※五十音順

事務局	長寿社会課 課長	矢島 大志	
	総括課長補佐	太田 昌徳	
	在宅福祉班課長補佐	深堀 利春	
	在宅福祉班係長	矢野 亮一	
	在宅福祉班主任技師	福田 優子	

長崎県介護予防市町支援委員会設置要綱

(目的)

第1条 市町における介護予防関連事業（予防給付、地域支援事業における介護予防事業）の効果的な実施を支援するため、長崎県介護予防市町支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護予防の普及啓発に関すること
- (2) 介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関すること
- (3) 介護予防関連事業の事業評価に関すること
 - ①介護予防関連事業の実態調査・課題分析・評価
 - ②介護予防関連事業の効果的な実施方法、評価手法の紹介等
- (4) その他介護予防関連事業の適切な実施に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 支援委員会は、委員25名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉等関係団体、住民（公募による）及び関係行政機関等から委嘱する。
- 3 支援委員会には会長及び副会長を各1名置く。
- 4 会長は、委員の中から互選により選任する。
- 5 副会長は、会長が指名する。
- 6 会長は、支援委員会を代表し会務を総理する。
- 7 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 支援委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、支援委員会に委員以外のものの出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(専門部会の設置)

第6条 支援委員会に次の専門部会を置く。

- (1) 「運動器の機能向上部会」
 - (2) 「口腔機能の向上部会」
 - (3) 「栄養改善部会」
 - (4) 「閉じこもり・うつ予防支援部会」
 - (5) 「認知症予防支援部会」
- 2 専門部会は委員5名程度で組織する。
 - 3 専門部会委員は、介護予防事業各分野の専門家及び支援委員会委員の中から委嘱する。
 - 4 専門部会は部会長を置き、専門部会委員の互選により選任する。また、専門部会相互の調整のため専門部長を置く。
 - 5 専門部会委員の任期は、第4条の規定を準用するものとする。
 - 6 専門部会は次に掲げる事項を協議、検討する。
 - (1) 介護予防の普及啓発に関すること
 - (2) 介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質向上に関すること
 - (3) 介護予防関連事業の事業評価に関すること
 - (4) その他介護予防関連事業の適切な実施に必要な事項に関すること

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第2項により支援委員会に出席したものは、正当な理由なく、会議の内容その他職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 支援委員会の事務局は、長崎県福祉保健部長寿社会課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成18年11月24日から適用する。

この要綱は、平成22年3月29日から適用する。

この要綱は、平成24年3月28日から適用する。

